



青森県報

号外第十五号

平成十四年三月十八日(月曜日)

目 次

人事委員会

- 人事委員会規則六一一八(公益法人等への職員の派遣等) (職員課) : 一
- 人事委員会規則一一二一(現行規則の廃止)の一部を改正する規則 (同) : 一
- 人事委員会規則七一〇(給料等の支給)の一部を改正する規則 (管理課) : 四
- 人事委員会規則七一四四(通勤手当)の一部を改正する規則 (職員課) : 四
- 人事委員会規則七一五五(復職時等における給料月額の調整)の一部を改正する規則 (同) : 五
- 人事委員会規則七一六一(初任給調整手当)の一部を改正する規則 (同) : 五
- 人事委員会規則七一六四(職業訓練指導員手当)の一部を改正する規則 (同) : 五
- 人事委員会規則七一八五(寒冷地手当)の一部を改正する規則 (同) : 六
- 人事委員会規則七一八六(農林漁業改良普及手当)の一部を改正する規則 (同) : 六
- 人事委員会規則七一九七(病害虫防除手当)の一部を改正する規則 (同) : 七
- 人事委員会規則七一〇九(住居手当)の一部を改正する規則 (同) : 七

人事委員会

人事委員会規則六一一八(公益法人等への職員の派遣等)をここに公布する。

平成十四年三月十八日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則六一一八

公益法人等への職員の派遣等

(趣旨)

第一条 この規則は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十一月青森県条例第六十九号。以下「条例」という。)第二条第一項第一号、第二条第二項第三号、第六条、第九条、第十六条及び第十九条の規定に基づき、公益法人等へ

の職員の派遣等に關し必要な事項を定めるものとする。

(派遣先団体)

第二条 条例第二条第一項第一号に規定する人事委員会規則で定める団体（以下「派遣先団体」という。）は、別表の派遣先団体の欄に掲げる団体とする。

(派遣することができない職員の特例)

第三条 条例第二条第二項第三号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十条第一項の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用された者とする。

(派遣職員の職務復帰時における給与の取扱い)

第四条 条例第二条第一項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、人事委員会規則七一三九（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則七一三九」という。）第二十条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

第五条 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、派遣の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日から一年以内の規則七一三九第三十五条に定める昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間（職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）第四条第六項又は第八項ただし書に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

2 前項の規定により給料月額を調整された者のうち、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるについては、人事委員会の定めるところにより、その者の給料月額を調整することができる。

第六条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度の退職派遣者の特定法人（条例第十条第一号及び第二号に規定する株式会社又は有限会社をいう。）における処遇の状況等及び退職派遣者であって、当該年度に採用された者の採用時の処遇の状況等を別記様式により人事委員会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第七条から第九条までの規定による施行は、同年三月三十一日から施行する。

3 派遣職員が職務に復帰した場合における給料月額の調整等について、前二項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

(派遣職員の処遇の状況等の報告)

第六条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度の派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び派遣職員であって、当該年度に職務に復帰した職員の復帰時の処遇の状況等を別記様式により人事委員会に報告するものとする。

(退職派遣者の採用時における給与の取扱い)

第七条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「法」という。）第十条第二項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が、同条第一項の規定により職員として採用された場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、規則七一三九第十一条第一項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に決定することができる。

第八条 退職派遣者が法第十条第一項の規定により職員として採用された場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、規則七一三九第十五条、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、その者の給料月額を決定することができる。

(退職派遣者の処遇の状況等の報告)

第九条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度の退職派遣者の特定法人（条例第十条第一号及び第二号に規定する株式会社又は有限会社をいう。）における処遇の状況等及び退職派遣者であって、当該年度に採用された者の採用時の処遇の状況等を別記様式により人事委員会に報告するものとする。

2 第七条から第九条までの規定は、平成十四年三月三十一日以後に法第十条第一項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

別表(第一條関係)

区分	派遣 先 団体	年月日
条例第一條第一項第一号	財団法人青森アジア冬季競技大会組織委員会 財団法人青森県国際交流協会	
	社会福祉法人青森県母子寡婦福祉連合会	
	財団法人青森県視力障害者福祉連合会	
	社団法人青森県いわお協会	
	社団法人青森県物産協会	
	財団法人「十一おおもり産業総合支援センター」	
	社団法人青森県工業会	
	財団法人むつ小川原地域・産業振興財团	
	社団法人青森県農村開発公社	
	財団法人青森県肉用牛開発公社	
	財団法人青い森振興公社	
	社団法人青森県栽培漁業振興協会	
	青森県土地開発公社	
	財団法人青森県建設技術センター	
	青森県道路公社	
	財団法人青森県フェリー埠頭公社	
	青森県住宅供給公社	
	財団法人青森県企業公社	
	財団法人青森県スポーツ振興事業団	

別記様式(第6条、第9条関係)

人事委員会規則6-18 第6条の規定により、公益法人等への職員の派遣状況等について下記のとおり報告します。

記

1 概要

(年4月1日～年3月31日)

区分	職員区分	派遣職員		
		前年度からの継続者	人	計
	年度内に派遣した職員			
	計			
	年度内に職務に復帰した職員			
	年度末現在派遣中の職員			

2 年度内に派遣した職員及び職務に復帰した職員の職氏名等
別紙のとおり

注 派遣した職員とは、法第2条第1項の規定により派遣した職員及び法第10条第1項の規定により任命権者の要請に基づき退職し引き続き特定法人の業務に従事することとなった者をいう。

別紙

(枚のうち 枚目)

氏名	派遣又は退職時の状況		派遣先団体等		派遣等	期間	給与支給率	派遣先団体等における処遇等の状況		職務復帰又は採用時における処遇等の状況			備考
	所属部課	級号給	名稱	区分				地位及び職務内容	給与月額	職務復帰又は採用時の所属部課・職名	異動後の所属部課・職名	職務復帰又は採用時の給与上の処理	
①	②	③() —	④	⑤	⑥	～	⑦%	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
		() —					%						
		—				～							
		() —				～	%						

- 注 1 報告に係る年度内に派遣した職員については①欄から⑨欄まで、当該年度内に職務に復帰又は採用した職員については①欄から⑫欄までについて、それぞれ記入する。
- 2 ⑤欄には、派遣先団体等が条例第2条第1項各号又は条例第10条各号のいずれに該当するものであるかについて記入する。
- 3 ⑦欄には、条例第4条の規定に基づき派遣した職員に給与を支給した場合、給与支給率を記入する。
- 4 ⑪欄には、職務復帰又は採用後、対象年度内に異動した場合に記入し、異動年月日を併記する。
- 5 ⑫欄には、職務復帰又は採用後、対象年度内に昇格、昇給等の措置を行った場合にその措置内容を記入する。

人事委員会規則一一一（現行規則の廃止）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十八日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則一一一（現行規則の廃止）の一部を改正する規則

人事委員会規則一一一（現行規則の廃止）の一部を次のように改正する。

第一百三十六項の次に次の二項を加える。

137 人事委員会規則九一一（公共的機関を指定する規則。昭和四十四年十二月）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一〇（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十八日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七一〇（給料等の支給）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第五条の四中「又は通勤」〔を「若しくは」に改め、「を」という。以下この条において同じ。〕を削り、「派遣条例に定める」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）第三条第二項に規定する」に改め、「業務上の負傷若しくは疾病又は」の下に「地方公務員災害補償法第二条第二項及び第三項に規定する」を、「含む。」の下に「又は公益法人（公益法人等派遣条例第二条第三項第一号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病若しくは公益法人等派遣条例第十

二条第一号に規定する退職派遣者の派遣先の特定法人（公益法人等派遣条例第十条に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病」を加える。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一四四（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十八日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七一四四（通勤手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一四四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第十七条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第十九号）第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員のうち、条例第十条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該復帰又は採用の直前の住居（当該復帰又は採用の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰又は採用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰又は採用前の通勤時間より長時間の通勤時間要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。）

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一五五（復職時等における給料月額の調整）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十八日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七一五五（復職時等における給料月額の調整）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一五五（復職時等における給料月額の調整）の一部を次のように改正する。

別表の表中「同条第一号の規定によるものにあっては、当該休職」を「当該休職」に、「第二条第二号」を「第一条」に改め、同表の備考第二項中「派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務」を「この表の適用については、派遣職員の派遣先の機関の業務、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十一月青森県条例第六十九号）第三条第一号に規定する派遣職員の派遣先団体（同条例第二条第三項第一号に規定する派遣先団体をいう。）において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤を含む。）及び同条例第十二条第一号に規定する退職派遣者の派遣先の特定法人（同条例第十条に規定する特定法人をいう。）において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後的人事委員会規則七一五五（復職時等における給料月額の調整）別表（備考を除く。）の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の休職等の期間について適用し、同日前の休職等の期間については、なお従前の例による。

人事委員会規則七一六一（初任給調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十八日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七一六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一六二（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される議員の待遇等に関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）第二条第一項の規定により派遣された」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）第二条第一項の規定により派遣され、又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）第二条第三項第一号に規定する職員派遣をされた」に、「又は当該派遣の期間」を「、当該派遣の期間又は当該職員派遣の期間」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一六四（職業訓練指導員手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十八日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七一六四（職業訓練指導員手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一六四（職業訓練指導員手当）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。
2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、前項の規定による手当の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の手当の額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七一八五（寒冷地手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十八日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七一八五（寒冷地手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一八五（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）以下「公益法人等派遣条例」という。）第三条第一号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）（公益法人等派遣条例第四条の規定により寒冷地手当が支給される職員を除く。）

第五条第五項第二号中「又は第七項」を「若しくは第七項又は公益法人等派遣条例第四条」に改め、同項に次の二号を加える。

五 公益法人等派遣職員（公益法人等派遣条例第四条の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員に限る。以下この号において同じ。）以外の職員が公益法人等派遣職員となり、又は公益法人等派遣職員が職務に復帰すること。

第八条第二項中「休職条例第二条第一号の規定により休職とされている職員」を「第一条第二項第七号の職員又は公益法人等派遣条例第十二条第一号に規定する退職派遣者」に、「復職した場合」を「職務に復帰し又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十一条第一項の規定により採用された場合」に、「復職した日」を「職務に復帰し又は同法第十条第一項の規定により採用された日」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一八六（農林漁業改良普及手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十八日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七一八六（農林漁業改良普及手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一八六（農林漁業改良普及手当）の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「者」を「者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」に改め、同条第三号イ中「農林水産省設置法（昭和二十四年法律第二百五十三号）による水産大学校」を「独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第二百九十一号）による独立行政法人水産大学校、旧農林水産省設置法（昭和二十四年法律第二百五十三号）による水産大学校」に改め、「国若しくは地方公共団体の試験研究機関」の下に「若しくは試験研究に関する業務を行う独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第七号イ中「国若しくは地方公共団体の試験研究機関」の下に「若しくは試験研究に関する業務を行う独立行政法人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七一九七（病害虫防除手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十八日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七一九七（病害虫防除手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一九七（病害虫防除手当）の一部を改正する規則

平成十四年三月十八日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七一五九（単身赴任手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一五九（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中第七号を第八号とし、第六号を削り、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「第一項各号に掲げる者であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつたこと又は復帰等に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は復帰等」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

第五条第三項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

人事委員会規則七一〇九（住居手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十八日

人事委員会規則七一〇九（住居手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一〇九（住居手当）の一部を次のように改正する。

第四条の三中「当該適用」を「当該適用、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員については当該復帰又は採用」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一五九（単身赴任手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十八日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七一五九（単身赴任手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七一五九（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中第七号を第八号とし、第六号を削り、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「第一項各号に掲げる者であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつたこと又は復帰等に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は復帰等」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

第五条第三項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

青森県人事委員会委員長 増田孝介

い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会規則一一四（公立学校の学校医等の公務災害補償の実施についての審査の請求に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月十八日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則一一四（公立学校の学校医等の公務災害補償の実施についての審査の請求に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一一四（公立学校の学校医等の公務災害補償の実施についての審査の請求に関する規則）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第八条」を「第五条」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会告示十四第三号

昭和五十四年三月二十九日人事委員会告示五十四第二号（公立学校の学校医等の公務災害補償の実施についての審査の請求に関する提出書類の書式例）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月十八日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

様式第一号中「第八条」を「第五条」に改める。

青森市長島二丁目一番一号 青森県	発行所・发行人 青森市古川二丁目二七番五号 東奥印刷株式会社
	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭